

令和 9 年度 高島市文化の支援事業（市民提案型共催事業）実施要項

1. 趣 旨：

市民の多様なニーズへの対応や文化ホールの利活用を促進するため、市民団体が持っている知識や経験、アイデアを活かした提案をもとに、多くの市民が参加できる文化芸術の振興事業を市民団体と協働で実施する。

2. 対象事業：

高島市内において文化芸術を振興する事業を対象とする。

- ・ プロのアーティストと学校や地域がつながる事業
- ・ 青少年の文化芸術活動である事業、または青少年の参加を促す事業
- ・ 広く一般市民が参加でき、本市の文化芸術の振興に寄与する事業

3. 実施期間：令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 10 年 3 月 31 日（金）までに開催する事業

4. 会 場：高島市民会館、ガリバーホール、藤樹の里文化芸術会館（展示室に限る）

ただし、施設の改修等に伴い使用できない場合は、日程や場所の変更または中止をお願いすることがある。

5. 採択数：概ね 10 事業

6. 採択条件：

- ・ 提案者は、高島市内に代表者または事務担当者の住所を有する団体であり、高島市民が主体となって組織していること。また、活動の拠点が高島市内にあること。
- ・ 実施内容は提案者と文化ホールが協議して決定することができること。
- ・ 提案者の単なる発表会でないこと。
- ・ 提案事業は企画から実施、運営、完了まで、提案団体が責任を持って実行できること。
（事業に関する問い合わせ先は提案者とする）
- ・ 原則として入場料を徴収する事業であること。
- ・ 非営利事業であること（過度な主催者の収益がないこと）。
- ・ 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと。
- ・ 原則として、同一企画による継続採択は 5 年までとする。
- ・ 開催日が、文化ホールが主催・共催する事業等と同日とならないこと。

7. 実施形態：

文化ホールと提案者（その他の団体を含めることも可）による実行委員会形式をとるものとし、共催事業として実施する。実施主体は提案者とし、文化ホールは会場の提供、経費の一部負担および市広報や市防災行政無線、市ホームページへの掲載、公共施設のチラシの配架等、広報面の支援をする。

8. 経費負担：

事業の開催にあたり、文化ホールでは次の経費を負担する。その他の経費は、すべて提案者が負担するものとし、収入の不足や新たな経費負担が生じた場合でも、文化ホールは経費負担しない。また、事業を中止、延期することに伴い、キャンセル料、賠償金等が生じた場合には、提案者が負担する。

- ・事業当日とその会場準備のための施設使用料および付属設備使用料（共催事業として免除）
- ・舞台音響照明操作業務委託料の一部（文化ホールが必要と認める範囲内）

9. 入場料収入：

原則として、入場料（参加費）収入の内9割は提案者の収入、残りの1割は市の収入とする。

また、会計精算後、余剰金がある場合には、この割合を変更して、1割の外、余剰金の全額を市の収入とする。

10. 事業提案：

提案にあたっては、「高島市文化の支援事業（市民提案型共催事業）提案書」に、関係資料（招聘アーティストのプロフィールや主催者の沿革など）を添えて、文化ホール窓口（高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール）まで提出すること。

11. 募集期間：令和8年10月1日（木）～10月31日（土）午後5時00分まで

12. 事業採択：

提案内容について、提案者に十分聞き取りを行った上で、本事業の要件を満たしており、かつ文化ホールの事業目的と合致すると認める場合には、採択事業として、提案者に通知する。

13. 実績報告：提案者は、事業終了後1か月以内に実績報告書と収支決算書を提出すること。

14. 問い合わせ：高島市教育委員会文化スポーツ部 文化ホール
（藤樹の里文化芸術会館32-2461）